

農業経営基盤の強化の
促進に関する基本的な構想

令和4年4月

遠野市

目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1	営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標	5
2	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	10
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係改善に関する目標	11
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
1	利用権設定等促進事業に関する事項	13
2	農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項	19
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	20
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	22
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	23
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	23
第5	その他	25
別紙1	(第4の1の(1)の)カ関係	26
別紙2	(第4の1の(2)関係)	27

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 遠野市は、岩手県の東南部に位置し、北上山地の中南部に拓けた盆地で、総面積825.62km²を有し、大半が山林等で占められており、耕地面積は7%弱である。盆底の平坦部は水田、周辺部は畑地等を形成し、水稻を中心に工芸作物、野菜等、そして高原部の広大な牧野を利用した畜産と、これらを効率的に組み合わせた複合経営が展開されている。

今後は、土地利用型作物にあっては、農用地の集積化・集約化をより一層推進し、大規模化による高効率な農業経営を推進する。また、施設園芸等において、高収益作目及び作型を担い手を中心に導入し、地域として産地化を目指す。また、経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域一体となった農業経営の発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 遠野市の農業構造については、農業従事者の高齢化に伴う離農などの理由から後継者不足が深刻化している。

こうした中であって、近年では農地の所有権及び耕作権の放棄の意向が強く、農地の集積・集約化が進みやすい状況ではあるが、農産物の価格が低調であることから、進展をみないまま推移している。

こうした中で、遠野市においては、集落の現状と地域農業のあり方や今後の地域の中心となる経営体を定めた地域農業マスタープランを市内11地区に作成し、その目標実現に向けた取り組みを展開している。

一方、国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定（令和2年3月31日閣議決定）し、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、実質化されたマスタープランの実行と農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地の集積・集約化の加速化などに取り組むこととされた。

今後は、「いわて農業経営相談センター」（以下「経営相談センター」という。）等との連携や農地中間管理機構による農地の貸借等により、マスタープランに位置付けられた中心経営体やリーディング経営体の候補等について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化、農地の集積・集約化、耕畜連携による循環型農業や6次産業化などを促進し、経営基盤の強化を図るものとする。

なお、中山間地域などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少と農地の小区画不形成などの耕作条件不利により、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が遊休化しているものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも支障を及ぼすおそれがある。

3 遠野市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展

の目標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が当面目指すべき農業経営の指標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、遠野市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり380万円程度、配偶者等従たる従事者を含めた農業所得が510万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。また、新たに農業経営を営もうとする青年等にあっては、就業後間もない他産業従事者並の年間所得（250万円程度）とする。

4 遠野市は、将来の遠野市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(1) まず、当面遠野市農業再生協議会担い手育成部会が中心となり、市、県、農業協同組合、農業委員会等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を編成する等により、集落営農に代表される農業者のグループ化の構築を目標として、集落段階や生産者部会等における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、それぞれの発展段階に応じた、生産技術や経営手法の習得を誘導するとともに、就農計画の実現に必要な農地や機械などの生産基盤の確保など、関係機関・団体や地域の生産組織等が連携し、重点的に支援する。

(2) 次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進めることとし、ほ場整備事業地区の担い手組織及び営農組合等と連携を密にし、農地の賃貸借の促進による意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、これらの農地の集積・集約化に関しては、既に宮守町にある農事組合法人宮守川上流生産組合で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

- (3) また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置を占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な役割を担っている。これら組織のオペレーターを育成し、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

生産組織のない地区においては、農地の一体的管理を行う主体として地域農業マスタープランの策定地区を基本として生産組織の育成を推進していく。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請による女性農業者の経営参画の促進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

- (4) なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

- (5) 特に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）及び法14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体（以下「認定新規就農者」という。）への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、遠野市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 遠野市は、遠野市農業再生協議会担い手育成部会や農業者団体等において、関係機関の協力を受けて、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、認定新規就農者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に遠野市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、遠野市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体(経営面積2ha以下)】

営農類型	経営規模	生産方式
野菜	〈作付面積〉 ほうれんそう =0.6ha 〈経営面積〉 0.6ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 6,000㎡ 調整機 1台 包装機 1台 トラクター(20ps) 1台 予冷庫(1坪) 1台 他 〈その他〉 ・ほうれんそうは雨よけ栽培(4.7回転)
花卉	〈作付面積〉 トルコギキョウ =0.3ha その他花き =0.1ha 〈経営面積〉 0.4ha	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機 1台 簡易ビニールハウス 5,000㎡ 他 〈その他〉 ・トルコギキョウはF1品種ハウス栽培(自家育苗) ・その他花きはカンパニュラ
野菜	〈作付面積〉 きゅうり =0.3ha グリーンアスパラガス =1.0ha 〈経営面積〉 1.3ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 マルチスプレーヤー 1台 他 〈その他〉 ・きゅうりは露地作型 ・アスパラガスは春～5月穫り

野菜	<p>〈作付面積〉</p> <p>ピーマン =0.5ha</p> <p>グリーンアスパラガス =1.0ha</p> <p>〈経営面積〉 1.5ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(30ps) 1台</p> <p>動力散布機 1台</p> <p>ビニールハウス 2,000㎡</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピーマンは露地作型 ・アスパラガスは春～5月穫り
花卉	<p>〈作付面積〉</p> <p>トルコギキョウ =0.35ha</p> <p>〈経営面積〉 0.35ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(20ps) 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>簡易ビニールハウス 6,500㎡</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トルコギキョウはF1品種ハウス栽培(自家育苗)
果樹	<p>〈作付面積〉</p> <p>りんご =2.0ha</p> <p>〈経営面積〉 2.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(20ps) 1台</p> <p>スピードスプレーヤ 1台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りんごは早生25a、中生25a、晩生150aの植栽
工芸作物	<p>〈作付面積〉</p> <p>葉たばこ =2.0ha</p> <p>〈経営面積〉 2.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(30ps) 1台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葉たばこはトラクター作業が可能なほ場条件 ・高所作業台車等の農業機械の共同所有、共同利用
工芸作物+野菜	<p>〈作付面積等〉</p> <p>根わさび = 0.5ha</p> <p>にら =0.05ha</p> <p>〈経営面積〉 0.55ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(30ps) 1台</p> <p>簡易ビニールハウス 2,000㎡</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わさびは根わさびで周年栽培 ・にらは露地作型

【個別経営体(経営面積2ha～5ha)】

営農類型	経営規模	生産方式
工芸作物	〈作付面積等〉 畑わさび = 3.0ha 〈経営面積〉 3.0ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 〈その他〉 ・畑わさびは3年目ほ場を収穫
工芸作物+肉用牛(繁殖)	〈作付面積〉 ホップ = 2.0ha 牧草 = 4.6ha 黒毛和種 = 20頭 〈経営面積〉 6.6ha	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 畜舎 360㎡ 他 〈その他〉 ・高所作業台車等の農業機械の共同所有、共同利用
肉用牛(繁殖)	〈作付面積等〉 黒毛和種 = 45頭 牧草 = 10.0ha 〈経営面積〉 10.0ha	〈資本装備〉 畜舎 540㎡ トラクター(50ps) 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化
酪農	〈作付面積等〉 経産牛 = 50頭 飼料作物 = 3.1ha 牧草 = 19.0ha 〈経営面積〉 22.1ha	〈資本装備〉 畜舎 800㎡ トラクター(50ps) 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化
肉用牛(肥育)	〈作付面積等〉 黒毛和種 = 100頭 牧草 = 5.0ha 〈経営面積〉 5.0ha	〈資本装備〉 畜舎 600㎡ トラクター(50ps) 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化

注1 個別経営体に係る各営農類型の農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、標準的な専業家族経営を想定して、主たる農業従事者1人、配偶者等の家族従事者は1人として示している。

2 経営規模は、各作目の見込み所得と、生産に関わる労働時間を基礎として試算しており、労働時間は主たる農業従事者一人当たり2,000時間程度、従たる農業従事者1,500時間程度とし、これを越える場合には、雇用する体系としている。

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
<p>水稻+大豆</p> <p>[主たる従事者 2人]</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻 =26.0ha</p> <p>大豆 =14.0ha</p> <p>ピーマン = 1.0ha</p> <p>〈経営面積〉 41.0ha</p> <p>(うち借地 41.0ha)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(50ps) 2台</p> <p>田植機(6条) 2台</p> <p>大豆播種機 1台</p> <p>コンバイン(4条) 2台</p> <p>乗用管理機 1台</p> <p>普通型コンバイン 1台</p> <p>乾燥機 3台</p> <p>静置式乾燥機 2台</p> <p style="text-align: right;">他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入

注1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るものとしている。

2 上記の経営指標で示した農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本としている。

【リーディング経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
<p>肉用牛(繁殖)</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>黒毛和種 = 60頭</p> <p>牧草 =13.0ha</p> <p>〈経営面積〉 13.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>畜舎 720㎡</p> <p>トラクター(50ps) 1台</p> <p style="text-align: right;">他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化
<p>酪農</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>経産牛=90頭</p> <p>飼料作物=5.0ha</p> <p>牧草=20.0ha</p> <p>〈経営面積〉 25.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>畜舎 1,500㎡</p> <p>トラクター(50ps) 1台</p> <p style="text-align: right;">他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化

注1 リーディング経営体とは、地域農業をけん引し、年間所得が概ね10百万円以上の経営を行い得るものとしている。

【新たに農業経営を営もうとする青年等】

営農類型	経営規模	生産方式
野菜	〈作付面積〉 ほうれんそう =0.4ha 〈経営面積〉 0.4ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 4,000㎡ 調整機 1台 包装機 1台 トラクター(20ps) 1台 予冷庫(1坪) 1台 他 〈その他〉 ・ほうれんそうは雨よけ栽培(4.0回転)
野菜	〈作付面積〉 きゅうり =0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 マルチスプレーヤー 1台 他 〈その他〉 ・きゅうりは露地作型
野菜	〈作付面積〉 ピーマン =0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 動力散布機 1台 他 〈その他〉 ・ピーマンは露地作型
工芸作物	〈作付面積〉 ホップ =2.0ha 〈経営面積〉 2.0ha	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 他 〈その他〉 ・高所作業台車等の農業機械の共同所有、共同利用

注1 新たに農業経営を営もうとする青年等に係る各営農類型の農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、標準的な専業個人経営を想定して、主たる農業従事者1人として示している。

2 経営規模は、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農5年後の農業経営を基礎として試算しており、労働時間は主たる農業従事者一人当たり2,000時間程度とし、これを越える場合には、雇用する体系としている。

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

経営管理の方法	農業従事者の態様
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営改善計画の達成に向け、単年度毎の取り組み内容を記載した単年度経営計画の作成と実践 ・ 複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・ 研修等による経営管理能力の向上 ・ パソコン等の導入による経営管理 ・ 経営体質強化のための自己資本の充実 ・ 経営内の役割の明確化 ・ 生産工程管理（GAP）の実施 ・ 必要に応じ、法人形態への移行 ・ 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働評価の適正化と家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・ 休日制の導入、ヘルパーの活用等による計画的な休日の確保 ・ 作業量に応じた臨時雇用等労働力の確保 ・ 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安定性の確保 ・ 法人経営においては、従事者全員及び雇用の社会保険の加入、厚生施設等の充実

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1 上記第2に掲げる、これら効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標
65%

(2) 効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

注1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、遠野市農業再生協議会担い手育成部会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、市町村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証する。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、農業者のグループ化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

(1) 平場地域においては、水稻、麦、大豆の作付が中心となっており、認定農業者や集落営農組織等に農地の利用集積が進んでいる。

しかしながら、経営体によっては農地が分散した状況にあり、経営上の課題となってい

ることから、農用地の利用関係に関する地域内の合意形成のもとに農用地の面的利用集積を促進することが重要となっている。

このため、遠野市は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体連携のもと、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、認定農業者、集落営農組織等が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

(2) 中山間地域では、水稻、飼料作物の作付が中心であり、認定農業者や生産組織に対する農地の利用集積が進んでいる。

しかしながら、地理的条件により、農地が分散しているため、農作業の効率化、機械の共同化などを図ることが重要となっている。

このため、遠野市は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体連携のもと、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、認定農業者、生産組織等が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

遠野市は、岩手県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、遠野市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

遠野市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 利用権設定等促進事業
- 2 農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の実施を促進する事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 6 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- 1 県営ほ場整備事業の実施又は予定されている地区においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。
- 2 山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の育成を図り、その活動を活発化させる。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。更に、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（平成28年4月1日施行）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、a、d及びeに掲げる要件のすべて）を備えること。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に使用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

- c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - d その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - e 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から d までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- (イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
- (ロ) 農業施設用地（開発して農業施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)の a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、a に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1項に掲げる事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- (ア) その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- (ロ) その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人

以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地保有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、アの規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

キ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、ウに規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地保有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 遠野市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第4号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 遠野市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(7) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ロ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ア 遠野市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- イ 遠野市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ア 遠野市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、遠野市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- イ 遠野市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- エ イ及びウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ア 遠野市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- イ 遠野市は、(5)のイ及びウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ウ ア、イに定める場合の他、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、遠野市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- エ 遠野市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっ

ては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの(ウ)に掲げる事項については、(1)のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等（(1)のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係（アに規定する者が法第4条第4項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。）

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が(1)のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項

(7) その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

(ウ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

b 原状回復の費用の負担者

- c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

遠野市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

遠野市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を遠野市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

遠野市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

遠野市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを遠野市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

遠野市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 遠野市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 遠野市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 遠野市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を遠野市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

エ 遠野市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

オ 遠野市農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。遠野市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益社団法人岩手県農業公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 遠野市は、県下一円を区域として農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業を行う公益社団法人岩手県農業公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって事業の実施の促進を図る。

(2) 遠野市及び農業委員会及び花巻農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業を促進するため、

農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

遠野市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ロ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(ハ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(ニ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(ホ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式

第6号の認定申請書を遠野市に提出して、農用地利用規程について遠野市の認定を受けることができる。

イ 遠野市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 遠野市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を遠野市の掲示板への提示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 遠野市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員から、その所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委

託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

イ アの勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 遠野市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 遠野市は、(5)のイに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、遠野市農林水産振興協議会担い手支援部会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

遠野市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

遠野市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、遠野市における青年就農施策としては独立自営する青年に対しては青年就農給付金（経営開始型）による所得確保、無利子の青年等就農資金を活用した生産条件の整備を図り、就農後の定着を推進する。

新規就農者への支援体制としては、岩手県青年農業者等育成センターとの連携を図りながら、より一層の相談機能の充実を図る。また、技術指導及び経営指導については、農業改良普及センター、農業協同組合と連携して行う。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関する必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

遠野市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 遠野市は、県営ほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 遠野市は、国の交付金事業等の積極的な活用により、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 遠野市は、地域農業マスタープランの推進による経営基盤強化を図るための積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特にほ場整備事業実施地区における麦・大豆の集団転作の実施を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 遠野市は、中山間地域等直接支払制度の対象農地のある集落において、集落協定の推進を図り、担い手の育成等により農業生産活動の向上に努める。

オ 遠野市は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

カ 遠野市は、遠野テレビの活用により営農指導情報等をタイムリーに提供し、多様な農業をサポートし農業経営の安定化及び向上に努める。

キ 遠野市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

遠野市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、遠野市農業再生協議会担い手育成部会とともに相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、遠野市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成18年3月30日から施行する。

附 則（平成18年8月31日一部改正）

この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附 則（平成20年5月1日一部改正）

この基本構想は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成22年4月30日一部改正）

この基本構想は、平成22年4月30日から施行する。

附 則（平成26年9月30日一部改正）

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則（平成29年3月10日一部改正）

この基本構想は、平成29年3月10日から施行する。

附 則（令和4年3月 日一部改正）

この基本構想は、令和4年3月 日から施行する。

別紙1（第4の1の(1)のカ関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条の第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）、一般社団法人又は一般財団法人（農地法施行令第2条の第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

(1) 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

(2) 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

2 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

(1) 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件

(2) 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

(1) 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1の(2)関係）

1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないとは認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の2第1項の規定により農業委員会が提供している借賃情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき遠野市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

- 2 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1の①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1の②の3と同じ。</p>	1の③に同じ。	1の④に同じ。

- 3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
1の①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	1の③に同じ。この場合において1の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	1の④に同じ。

- 4 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、花巻農業協同組合及び公益社団法人岩手県農業公社が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、花巻農業協同組合及び公益社団法人岩手県農業公社の定めるところによるものとする。